

（建築物の構造）

第7条の3 知事は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第13条第二項第二号に規定する整備地域その他の災害時の危険性が高い地域のうち、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を指定する。

2 前項の規定により知事が指定する区域の準防火地域内においては、延べ面積が500平方メートルを超える建築物は耐火建築物又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備が令第136条の2第一号イ若しくはロに定める技術的基準に適合するもので、法第61条の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものとし、その他の建築物は耐火建築物、準耐火建築物又は壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備が令第136条の2第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ若しくは第五号に定める技術的基準に適合するもので、法第61条の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、門又は塀で、高さ2メートル以下のもの又は建築物（木造建築物等を除く。）に附属するものについては、この限りでない。

3 法第3条第二項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）を増築し、又は改築する場合においては、次に掲げる者以外のものについて、同項の規定を適用する。

一 増築及び改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）が、50平方メートルを超えないこと。

二 増築又は改築後における階数が二以下であること。

三 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏が、防火構造であること。

4 放題3条第二項の規定により第二項の規定の適用を受けない建築物の大規模の修繕、大規模の模様替又は用途を変更する場合においては、同項の規定は適用しない。

5 建築物が、第一項の規定により知事が指定する区域の準防火地域とこれ以外の地域（防火地域を除く。）にわたる場合においては、その全部について第二項の規定を適用する。ただし、その建築物が、当該区域の準防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

6 建築物が、第一項の規定により知事が指定する区域の準防火地域と防火地域にわたる場合においては、その全部について防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、その建築物が、防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、第二項の規定を適用する。